

ベスト・ワーキング・ウーマン 表彰規程

(趣 旨)

第1条 一般社団法人 神奈川県情報サービス産業協会（以下、「協会」という。）は、正会員企業において、働く女性として一般の模範となる女性社員（役員、非正規雇用を含む）を、所属の企業代表者または会員企業の代表者の推薦に基づき選考の上、次の要領により協会会長が表彰する。

(目 的)

第2条 働く女性の意欲向上と働き続ける励みとするとともに、その努力に対し謝意を表し、今後ますます女性の活躍の場を増やしていくことを目的とする。

(被表彰者の選考)

第3条 被表彰者については、女性活躍ダイバーシティ委員会（以下、「委員会」という。）主催の「選考会」において選考し、理事会にて承認を受ける。なお、選考会のメンバーは、委員会担当副会長、専務理事、委員長、委員会内表彰制度担当者とする。

(表彰の種類)

第4条 表彰は、個人表彰とする。ただし、推薦内容により「貢献賞」「キャリアアップ賞」「ワーキング・マザー賞」「リーダーシップ賞」等の名称をつけて表彰する。

(表彰人員)

第5条 毎年の応募数により表彰人数を決定する。

(推薦基準)

第6条 この表彰を受けることができる者は、正会員企業の女性社員（役員、非正規雇用を含む）で、3年以上にわたり誠実に勤務し社員の模範となる者であり、かつ次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 常にキャリアアップし、会社に貢献した者。
- (2) 現在、子育てをしながら仕事を続けている者。
- (3) リーダーシップに優れ、今後ますますの活躍が期待できる者。

ただし、一度受賞した「賞」以外であれば2度目の受賞を可能とするが、連続しての受賞は不可とする。

(推薦方法)

第7条 委員会より、原則1月に募集し、別に定める「推薦書」を協会事務局宛に提出する。

(表彰の方法)

第8条 表彰は、協会の6月開催の社員総会終了後に行い、次の各号を授与する。また、表彰は協会会報及びその他の方法により周知する。

- (1) 賞状授与
- (2) 記念品授与

付 則

- 1 この規則は平成18年10月19日から実施する。
- 2 平成21年10月15日改正
- 3 令和 4年 6月16日改正